



キバナコスモス

大坪会計ニュース

編集発行人
税理士

大坪利郎

〒555-0001
大阪市西淀川区佃1-23-17
TEL 06(6473)5901代
FAX 06(6474)2816

10月

(神無月) OCTOBER

14日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント 個人保証

個人を保証人とする保証契約。すでに包括根保証(保証金額や保証期限に定めがない根保証)は禁止されていますが、個人保証自体を無効とする民法改正の検討作業が進められています。ただし、経営者については、融資を受けられなくなる恐れがあることから、個人保証の規制対象から除外されています。

10月の税務と労務

- 国 税/9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税/8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税/2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分
納付 市町村の条例で定める日
- 労 務/労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務/労災の年金受給者の定期報告
(7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務/労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

Aで見る

Q & A 平成二十五年 改正相続税

相続税については、バブル期に地価が急騰し、相続税負担が過重になったことから、その負担軽減を目的に相続税の基礎控除を引上げ、税率構造の緩和等をしてきました。

しかし、その後の地価下落にもかかわらず、相続税の基礎控除の引下げが行われなかったため、課税対象者割合がかつてないほど下がったことを受けて、平成二十五年度税制改正では、「資産再配分機能の回復」を図ることを目的に、相続税法の改正が行われました。

以下、Q & A方式で主要な改正ポイントを整理してみます。

1 基礎控除

Q 相続税の基礎控除は、どのようにになりましたか。
A 物価や地価が現在と同等であった頃に適用されていた水準と同等となるように再設

定し、従来の水準の六〇％に改定することとされました（図表1）。

Q この改正は、平成二十七年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

2 相続税の税率

Q 相続税の税率構造は、どのようにに見直されましたか。

A 最高税率が五五％に引き上げられるとともに、税率の区分が従来の六段階から八段階になりました（図表2）。

Q この改正は、平成二十七年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

3 小規模宅地等の特例

Q 相続税の基礎控除が引き下げられた反面、負担軽減策として小規模宅地等の特例の適用範囲が見直されたようですが、その内容を教えてください。

A (1) 適用対象面積の拡充
特定居住用宅地等に係る特例



の適用対象面積の上限を拡充し、かつ、特例の対象として選択する宅地等のすべてが、特定事業用宅地等および特定居住用宅地等である場合は、それぞれの適用対象面積まで適用可能となります（図表3）。

なお、貸付事業用宅地等を選択する場合の適用対象面積の計算は、従来どおりです。

Q この改正は、平成二十七年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

(2) 二世帯住宅の取扱い
一棟の建物で構造上区分のありもののうち、被相続人およびその親族が各独立部分に居住

していた場合、その親族が相続または遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人およびその親族が居住していた部分に対応する部分は、特例の対象となります（図表4）。

Q この改正は、平成二十六年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

(3) 老人ホームの場合

老人ホームに入所したことに、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等が、次の要件が満たされる場合に限り、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして、特例が適用できるようになります。

【改正後の要件】

① 被相続人に介護が必要なため入所したものであること
② その家屋が貸付け等の用途に供されていないこと

Q この改正は、平成二十六年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

図表1 相続税の基礎控除

	改正前	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人 比例控除	1,000万円に 法定相続人数 を乗じた金額	600万円に法 定相続人数を 乗じた金額

4 相続時精算課税

Q 相続時精算課税の適用要件と対象者について、どのように改正されましたか。

A 若年世代への資産の早期移転を一層促進する観点から、相続時精算課税の適用要件について、贈与者および受贈者の対象を拡充しています(図表6)。

この改正は、平成二十七年一月一日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について、適用されます。

図表2 相続税の速算表

改正前			改正後		
法定相続分に 応ずる取得金額	率(%)	控除額(万円)	法定相続分に 応ずる取得金額	率(%)	控除額(万円)
1,000万円以下	10	—	1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50	3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200	5,000万円以下	20	200
1億円以下	30	700	1億円以下	30	700
3億円以下	40	1,700	2億円以下	40	1,700
3億円超	50	4,700	3億円以下	45	2,700
			6億円以下	50	4,200
			6億円超	55	7,200

図表3

改正前	改正後
居住用 240㎡ 事業用 400㎡ } 限定的な併用→最大 400㎡	居住用 330㎡ 事業用 400㎡ } 完全併用→最大 730㎡

図表4

改正前	改正後
二世帯住宅について、住宅内部で互いに行き来ができない構造の場合は、特例の適用要件である「同居」として認められない。	二世帯住宅の構造上の要件を撤廃し、住宅内部で行き来ができるか否かに関わらず、「同居」として認められる。

図表5 改正後の小規模宅地等の特例の適用関係

相続開始の直前における住宅等の利用区分		要件	限度 面積	減額 割合
被相続人等 の事業用 宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	①特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	②特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		③貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
	一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	④貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
	被相続人等の貸付事業用の宅地等	⑤貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		⑥特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

(注)「貸付事業」とは、「不動産貸付業」「駐車場業」「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」をいいます。

図表6 相続時精算課税の適用要件の拡充

	改正前	改正後
贈与者	65歳以上の父母	60歳以上の父母または祖父母
受贈者	20歳以上の子である推定相続人	20歳以上の子である推定相続人または20歳以上の孫



キバナコスモス

大坪会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

大 坪 利 郎

〒555-0001
大阪市西淀川区佃1-23-17
TEL 06(6473)5901代
FAX 06(6474)2816

10月 (神無月) OCTOBER
14日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント 個人保証

個人を保証人とする保証契約。すでに包括根保証（保証金額や保証期限に定めがない根保証）は禁止されていますが、個人保証自体を無効とする民法改正の検討作業が進められています。ただし、経営者については、融資を受けられなくなる恐れがあることから、個人保証の規制対象から除外されています。

10月の税務と労務

- 国 税/9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税/8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税/2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分
納付 市町村の条例で定める日
- 労 務/労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務/労災の年金受給者の定期報告
(7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務/労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)